



## 健康保険療養費の申請

### 第 240 回

衛藤さん：みらい先生こんにちは。実は先日、新規プロジェクトメンバーに選ばれて、ネパールへ数カ月の海外出張が決まりました。

みらい：ますます活躍されるんですね。

衛藤さん：初めての海外出張でいろいろと不安です。ところで、国内の健康保険には継続して加入するのですが、もし現地で病気になった場合、今持っている健康保険証を海外で使用することはできないですよね。

みらい：はい、残念ながらその通りです。健康保険証は日本の医療保険制度の中で利用できるものなので、そのまま海外で使用することはできません。そのため、海外で受診する場合は、いったん全額を自己負担することにはなりますが、帰国後に保険者（健康保険組合や協会けんぽ）に医療費の払い戻し請求をすることで、日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額が支給される仕組みになっています。外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。

衛藤さん：詳しい説明ありがとうございます。実際の医療費払い戻し請求方法について教えてください。

みらい：必要な書類は下記のとおりです。注意点として、申請書類が外国語のみの場合は翻訳を添える必要があります。翻訳するのは自分でも、会社の担当者でも、どなたでも OK です。

#### 【医療費払い戻しの申請に必要な書類】

- 1・療養費支給申請書
- 2・診療内容明細書
- 3・領収明細書

いずれも、「各月ごと」、「受診者ごと」、「医療機関ごと」、「入院・外来ごと」に1枚ずつ書類を入手して下さい。

衛藤さん：わかりました。ちなみにその申請手続きは帰国後にすることしかできないのですか。

みらい：いいえ、帰国前であっても申請書に日本国

内の住所・金融機関口座を記入の上、会社または日本に在住のご家族を経由して申請することができます。なお、申請書の受け取り代理人欄を記入することにより、ご本人以外の方に受け取りを委任することも可能です。書類に不備等がない状態で申請書を提出しても数カ月先の支給となるため、早期受給希望者は注意が必要です。

衛藤さん：治療費の請求期限はいつまでですか。

みらい：はい。治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。忘れないようにしてください。

衛藤さん：ありがとうございます。他に気をつけることはありますか。

みらい：ネパールの医療費は、公的・私立医療機関を問わず、外国人に対してはネパール人よりも高い医療費が設定されている病院もあります。そのような背景から疾患にもよりますが、通常の医療費払い戻し請求だけでは自己負担限度額を超えてしまうことも想定されます。超える場合、あくまでその医療行為が日本国内で保険診療として認められており、日本での医療費に基づくといった制約はつきませんが、高額療養費の申請をすることも可能です。また、万が一に備え、海外旅行傷害保険の加入もしておいた方がよいでしょう。日本とは異なり、設備面などで先進国より劣っている病院などもありますので、出張先の病院情報を事前に調べておくことも必要ですね。

衛藤さん：安心して海外出張できそうです。

みらい：体調に気をつけて行ってらっしゃい。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[ 本社：東京都中央区・国内 9 拠点 ]

現地法人

- ・中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）
- ・ベトナム（HCMC）
- JapanDesk
- ・シンガポール・台湾・香港
- ・中国（大連）・インドネシア・フィリピン
- ・米国（LA）・ミャンマー・カンボジア

URL : <http://www.miraic.jp/>